

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援について

令和2年3月2日 厚生労働省発表

政府は2月27日、全国の小中学校、高校、特別支援学校に3月2日から春休みまでの一斉休校を要請することを決めました。

すでに臨時休校が2日から全国で始まったのに伴い、厚生労働省は、3月2日に仕事を休んだ従業員に給料を全額支払った企業を対象に、1人当たり日額上限8330円の助成金を出す新たな制度の概要を発表しました。

政府が休校を要請した学校のうち小学校と特別支援学校（高校まで）に加え、幼稚園、保育所、学童保育、認定こども園などの臨時休業

によって、子どもの世話で休んだ従業員のいる企業が助成の対象となります。また、子どもが新型コロナウイルスに感染した恐れがあって仕事を休んだ場合も助成金を出す。子どもが中高生以上の場合は対象外となります。

2月27日から3月31日までに取った休みが対象となります。

企業が助成金を受け取るには、従業員に通常の有給休暇とは別に有給休暇を認め、その休み中の給料の全額を支払うことが条件となり、助成金の上限額は、失業時に雇用保険から出す基本手当の日額上限の最高額（8330円）となります。

企業が受け取る助成金よりも従業員に支払う給料が多い場合、差額が企業の負担になりますが、手続きなどの詳細は未定です。

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）

別紙

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●事業主

①又は②の子の世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。 ※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※ 小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業とも同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給